

# 火災が増えています お宅の住宅用火災警報器は鳴りますか？



本市では、平成20年6月からすべての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。まだ住宅用火災警報器を設置していないご家庭は、大切な命や家財を守るため、必ず設置しましょう。「いざ」というときに正しく作動するため、日頃から定期的に点検しましょう。この特集のお問い合わせは、予防課 459-7803へ。

3月1日～7日は春季全国火災予防運動期間  
『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』  
(2025年度全国統一防火標語)

## 火災を未然に防ごう

昨年市内での火災発生件数は41件で、前年の49件から8件減少しています。火災種別では建物火災が一番多く、前年から4件減少して19件で、全体の46%を占めています。

火災を未然に防ぐためには、たばこの吸い殻を適切に処理する、コンセントは清潔にする、コンロから離れるときは料理中でも火を消す、放火されやすい物は屋外に置かないなど、日頃から身の回りに潜む火災発生の原因となる危険を取り除き、火災を防ぎましょう。また、地震による火災の過半数は電気が原因です。地震による電気火災対策には「感震ブレーカー」が効果的です。

### ■過去3年の火災種別と発生件数

火災種別	5年	6年	7年
建物火災	26	23	19
車両火災	2	2	5
その他の火災	17	24	17
合計	45	49	41

火災を早期に発見し速やかな避難ができるよう、住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。また、定期的に点検をして、火災から自分自身や、家族の命を守りましょう。なお、7年6月1日時点での八千代市の設置率は75%で、千葉県平均の80%を下回っている状況です。

## 交換時期を知っていますか？

住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上経過しました。初期に設置した住宅用火災警報器は、見た目に異常がなくても電子部品や電池などの消耗・劣化により火災を感知しない可能性があります。本体の寿命は10年が目安です、設置から10年を過ぎたものは交換をお勧めします。



## 定期的に点検をしましょう

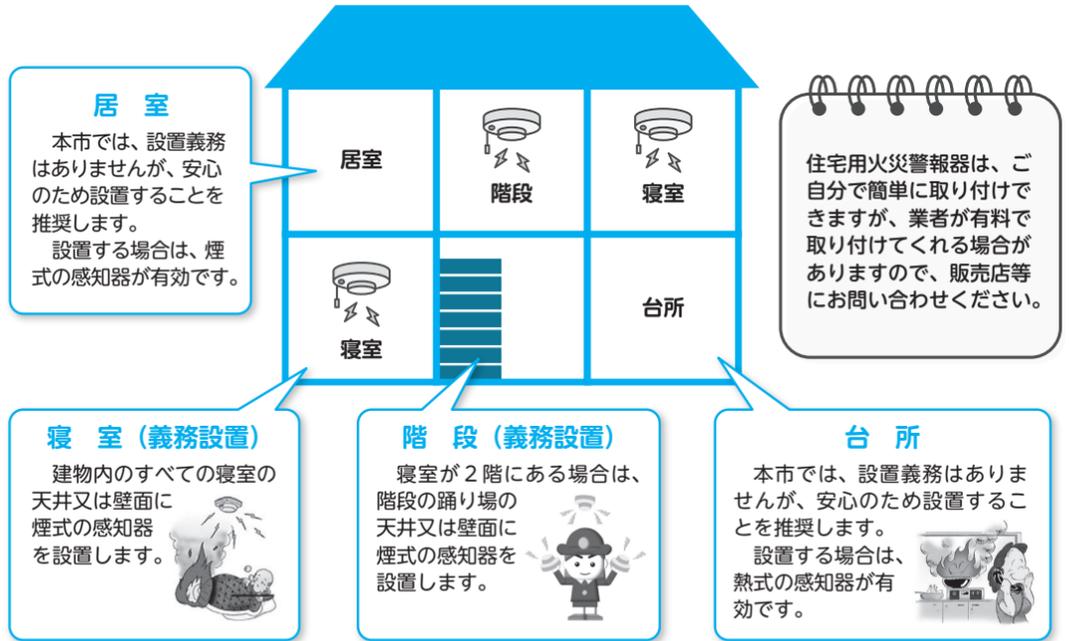
住宅用火災警報器を点検しないと、不具合に気が付かず火災の発見が遅れて被害が広がるおそれがあります。住宅用火災警報器が正しく作動するように、必ず定期的(月1回程度)に点検しましょう。点検方法は、機種によって、ボタンを押すものと、ひもを引くものがありますので、取扱説明書を十分に確認してください。



住宅用火災警報器の設置位置は、本市では下図のとおり、寝室と階段に設置が義務付けられています。国の定める技術上の規格に適合する製品には、合格の表示がされていますので、購入の際には日本消防検定協会の検定に合格した適合品を設置して下さい。

## 住宅用火災警報器の必要性

6年の調査では住宅火災によって全国で約1,000人が亡くなっています。その中の約半数が、火災に気付くのが遅れたため避難が間に合わなかったという「逃げ遅れ」によるものです。高齢者(65歳以上)の割合も年々増加しており、昨年はおよそ4人に3人が高齢者です。



## 『家庭から出る「資源物」と「ごみ」の分け方・出し方』で正しい分別をお願いします

ごみは種類ごとに分別方法を定めています。クリーン推進課及び各支所・連絡所の窓口等で配布している冊子『家庭から出る「資源物」と「ごみ」の分け方・出し方』には、ごみの分別方法や出し方、粗大ごみ品目別料金などの情報を掲載しています。冊子を活用し、ごみの分別にご協力ください。詳しくは右のコードから市ホームページへ。



<b>不法投棄通報受付専用電話</b> フリーダイヤル(ファクス兼用) やちよし ゴミゼロ <b>0120-844-530</b>	<b>粗大ごみ受付専用電話</b> (収集依頼受付・要予約) <b>483-4506</b> 月～金曜日9時～16時30分 (祝日・年末年始を除く)
--	--

3月の資源物・ごみ収集日	コメ	該当地域 ※使用している集積場所の地域	指定袋使用		資源物		コメ	該当地域 ※使用している集積場所の地域	指定袋使用		資源物	
			不燃ごみ 有害ごみ	可燃ごみ	びん類 缶・金属類 ペットボトル	紙類			不燃ごみ 有害ごみ	可燃ごみ	びん類 缶・金属類 ペットボトル	紙類
3月の資源物・ごみ収集日	1	大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 萱田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線東側) 高津(県道幕張八千代線東側)	3日(第1火) 17日(第3火)	月・水・金 20日(休)	木	土	9	村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(477・507・510・511番の東葉高速線北側)、ゆりのき台1・2丁目	5日(第1木) 19日(第3木)	月・水・金 20日(休)	火	土
	2	八千代台北	10日(第2火) 24日(第4火)	月・水・金 20日(休)	木	土	10	高津(県道幕張八千代線西側)、高津東大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線西側)	12日(第2木) 26日(第4木)	月・水・金 20日(休)	火	土
	3	八千代台西、八千代台南	3日(第1火) 17日(第3火)				11	高津団地 大和田新田(1～99番地の成田街道南側)	5日(第1木) 19日(第3木)			
	4	八千代台東	10日(第2火) 24日(第4火)	火・木・土 20日(休)	金	月	12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2～4丁目、緑が丘西(東葉高速線南側)	12日(第2木) 26日(第4木)	火・木・土 20日(休)	水	月
	5	上高野	4日(第1水) 18日(第3水)				13	勝田台	6日(第1金) 休(第3金)			
	6	村上団地、村上(881～885番地)	11日(第2水) 25日(第4水)	火・木・土 20日(休)	金	月	14	勝田台南、勝田、麦丸、ゆりのき台3～8丁目、萱田町(500番台を除く東葉高速線北側)、萱田(東葉高速線北側)	13日(第2金) 27日(第4金)	火・木・土 20日(休)	水	月
	7	村上(881～885番地を除く新川東側)、下市場、村上南、勝田台北	4日(第1水) 18日(第3水)				15	萱田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田(477・507・510・511番を除く東葉高速線北側)、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)	6日(第1金) 休(第3金)			
	8	神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀の内	11日(第2水) 25日(第4水)	火・木・土 20日(休)	金	月	16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町	13日(第2金) 27日(第4金)	火・木・土 20日(休)	水	月

◆お問い合わせは、クリーン推進課 421-6768  
または清掃センター 483-4521 486-1011へ